

参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会(第十一回継続)会議録第一号

昭和二十六年九月五日(水曜日)午前十一時四十一分開会

昭和二十六年八月十七日法務委員長に
おいて小委員を左の通り指名した。

山田 佐一君
伊藤 修君
齋 武雄君
岡部 常君
堀丸 義賢君
一松 定吉君
須藤 五郎君
同日法務委員長は左の者を委員長に指名した。

委員長 伊藤 修君

本日の会議に付した事件
○会社更生法案(内閣送付)

○委員長(伊藤修君) それではこれより
り会社更生法及び破産法並びに和議法
に関する小委員会を開きます。

本日は先に提案理由の説明をお願いし
てありますから、直ちに逐條審議に
入ることにいたしまして、逐條に亘つ
て一章ごとに御説明をお願いいたした
と思います。

○説明員(野木新一君) それでは只今
からお手許に差上げておきました「会
社更生法案逐條説明」に大体基きまし
て逐條の御説明をいたしたいと存じま
す。

先ず第一章の総則でございますが、
本章は、この法律の目的、更生手続開
始の時、人及び地域に関する効力、更
生事件の管轄、更生事件に関する裁判
所の裁判その他の行為に関する通則、

破産及び和議手続への移行等この法律
の實體的及び手続的の通則を規定して
おるのでございます。第一條は、この
法律の目的を規定しまして、併せてこ
の法律の対象となる会社は株式会社
に限ることを明らかにいたしております。

第二條は、更生手続は、その開始
決定の時から効力を生じ、決定の確定
又は公告を待つてその効力を生ずるも
のではないことを明らかにいたしまし
た。これは和議手続がその開始決定の
時から効力を生ずることにしておるの
と同様の理由に基いて、これにならつ
たわけでありまして、第三條は、外国人
又は外国法人の会社更生法上の地位を
定めたものでありまして、いわゆる無
條件平等主義を採用しております。外
国人及び外国法人について特に異つた
取扱ひをする必要はないだろうという
理由からでございます。第四條は、更
生手続開始の国際的効力について定め
たものでありまして、いわゆる属地主
義を採用しております。和議法の例に
ならつたものであります。第五條は、
更生手続参加による更生債権又は更生
担保権の時効の中断の効力を定めたも
のでございます。更生手続中は、その
手続によらない権利の行使が制限され
ているからこのような規定を設ける必
要があるわけでありまして、第六條は、
更生事件の管轄裁判所について定めま
した。和議事件の管轄裁判所と大体同
じであります。第七條は、特別の必要
のある場合における更生事件の移送に
ついて定めたものであります。民事訴

訟法第三十一條の規定と類似しており
ますが、専屬管轄の定めのある事件に
ついて特に移送を認めたるものであり
まして、この点は新機軸であります。

次に第八條から第十條までは、更生
手続に適用すべき手続的な原則を定め
たものでありまして、和議手続の例に
ならつたものであります。次に第十一
條は、更生手続に関する裁判に対する
即時抗告について定められました。和議手
続に関する裁判の例にならつたもので
あります。第十二條、本條はこの法律
の規定によつてする公告の方法につい
て定められました。公告を掲載すべき新聞
紙は裁判所が指定することにしたので
あります。次に第十三條は、会社の債
務が二千万円以下である場合の略式の
公告の方法について定められました。その
方法は、破産手続における略式の公告
の方法と同様であります。費用の節減
のためであります。次に第十四條は、
この法律の規定によつてする会社の社
債権者、株主及び登記した担保権を有
する更生担保権者に対する略式の送達
の方法を定められました。一時に多数の者
に送達すべき場合が多く、株主名簿、
社債原簿又は登記簿に記載した住所は
一応信頼すべきものでありますから、
このようなことにいたしわけでありま
す。次に第十五條は、この法律の規定
によつて公告と共に送達すべき場合の
送達について定められました。和議法の例
に準じたものであります。次に第十六
條は、送達が困難な場合における送達
に代わる公告の方法を認めたものであ

ります。一時に多数の者に送達すべき
場合が多いので、通常の公示送達と異
つた方法を認めたものであります。次
に第十七條と第十八條、会社又は会社
財産に関する更生手続開始の登記につ
いて定めたものでございます。管財人
の地位に鑑み、これに関する事項をも
登記し、更生手続終了前に会社又は会
社財産について登記すべき事項が生じ
た場合等にも登記を嘱託すべきものと
したほかは和議法及び破産法の例にな
らつております。次に第十九條は、更
生手続開始決定取消の決定が確定した
場合等における登記について定めまし
た。和議法及び破産法の例と同様であ
ります。

次に第二十條は、前三條による登記
の嘱託を受けた場合における登記所の
職務について定められました。第二項から
第四項までは、更生手続と和議手続、
整理手続、特別清算手続及び破産手続
との関係を登記簿上明らかにするため
の規定であります。次第二十條は、
否認権が行使された場合の登記につい
て定められました。破産法の例にならつた
ものであります。次に第二十二條は、
登記に関する規定を登録に準用したも
のであります。次に第二十三條、第二
十四條であります。破産宣告前の会
社について更生手続が不成功に終つた
場合における破産手続への移行につい
て定めたものであります。破産の原因
たる事実があつても、必ずしも職権で
破産の宣告をする必要はないこととい
はしました。その他の点は和議手続及

び整理手続の例に準じてあります。次
に第二十五條、第二十六條、破産宣告
後の会社について更生手続が不成功に
終つた場合について定められました。更生
計画認可決定前におきましては破産手
続は中止されているから、更生手続が
不成功に終ると当然破産手続が移行さ
れますが、計画認可決定後に更生手続
が不成功に終つた場合には、破産手続
はすでに失効してしまつたので、職権で
破産の宣告をすべきものとしたのであ
ります。次に第二十七條、第二十八
條、破産宣告前の会社について更生手
続が不成功に終つた場合における和議
手続への移行について定めたものであ
ります。前法の会社の整理手続の例に
準じたものであります。第二十九條、
本條は清算人が会社に対し破産等の申
立をする義務がある場合に、更生手続
開始の申立をしてほしい旨を定めたも
のであります。和議開始の申立の例に
準じたものであります。

○委員長(伊藤修君) 以上、第一章の
説明に対して御質疑がありますれば、
この際御質疑をお願いいたします。こ
の法案の中の財産権の制限規定は憲
法の第二十九條に違反するような疑い
があるのですが、どうですか。

○説明員(野木新一君) この法案にお
きまして財産権の制限に関するもので
一番大きな点は、例えば債権者や担保
権者の権利が会社更生手続のために場
合によつては縮減されることがあると
いう点であらうかと存じます。この点
につきましては、例えば担保権者の例

をとりまします。担保権者なり債権者なりの権利が整理の目的のために制限されるというところは、担保権者のグループ、或いは債権者のグループ、後にそれに触れることになると思いますが、そういうグループごとく一つの決議をして、それによつて結局その決議にそのグループの債権者が従うということになりますので、別の言葉を用いて言いますれば、多数決の原理を採用しておるものであります。この更生手続のような企業再建を圖るというような場合におきましては、そういうような多数決原理によりまして債権者なり担保権者なり、そのグループの権利を制限するということは憲法二十九條には反しないものと考えておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) この法案中に裁判所の権限が非常に強力に且つ広汎に規定されておるように思ふのですが、一体裁判所がこのような権限を行使する能力があると考えられておるのですかどうか。いさ少しく当事者の権限というものに任ずるものではないでしょうか。

○説明員(野木新一君) この点の御質問は誠に問題の点であると存するわけでありまして。我が国におきましては裁判所が破産の事件とか或いは和議の事件のような、或いは商法の会社の整理のようなこれに類した事件を取扱つておる例はありますが、この会社更生事件は、これらの場合に比しまして手続が複雑であり、且つ活きた会社を取扱つておるという点におきまして非常に特異な性質を持つたものであります。従いまして裁判所のような機関でなく、むしろ行政機関に扱わせたらい

ではないかという考え方も或いはでき、又仮に裁判所に取扱はせるといたしまして、当事者に成るべくその権限を任せるようにしてはどうかというような意見の出るのは一応予想されることでもあります。併しながらこの更生手続は、この手続自体が示すように各権利者の非常に錯雑した権利義務関係を整理、形成して行く手続でございますので、やはり裁判所のような独立中正な機関が取扱うのが適當であると信じ、これは外国にもその例があるわけでもあります。

次に成るべく当事者に任してやつたらどうかという点についてでございますが、この法案におきまして或いは管財人の使用し、或いは審査人を使用し、或いは担保権者の団体、債権者の団体、それらの団体を使用いたしまして、その団体としてそれらの権利について折衝をし、或いは管財人が相当大きな権限を持ちまして実際の事務を進捗して行くというように、できるだけ裁判所は法律的判断に力を注いで、他のほうは成るべくそういう外部の機関、外部の者を使つて行きたいという考えで立案しておる次第であります。私どももいたしましては大体この程度で相当当事者その他の権限に任すべき点は任してあるのではないかと信じておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 一体この会社更生法の主眼とするものは、結局会社を運営しつつ会社を更生させようとするところに破産法の特異があるわけですね。それからいわゆる法律的な問題ばかりでなくして、運営というものに對しても相當の能力を必要とするのじゃないのでしょうか。その場合にお

いてただ法律常識のみを持つ裁判所にかような強い権限を与えるということでは、果してこの法律の目的を達することができようか。

○説明員(野木新一君) この会社更生手続の特異な点は御説のように会社をつぶさない、活かしつつ企業を再建して行くという点にありますので、これを取扱う裁判所乃至裁判官そのものも、今までの普通の訴訟事件を取扱う裁判官と異なりまして、こういう会社事件とか会社経営等について相當の知識を普通の法律知識以外に持つべきものであると存する次第であります。

そこでこの手続ができましたならば、裁判所のほうにもよくお願いいたしまして、こういう事件につきましてはこういう事件を担当する裁判官には特にこういうような知識経験を求められるような何か研修なり、又そういうものに特に興味を持つて居る人を以てこれに當てるなど、そういうものにしたしたいと存しておる次第でございます。

○委員長(伊藤修君) この点に對してはなおあとでお尋ねすることにいたしますが、次にその株主、担保権者、会社の使用人などはそれらの集團的に更生手続に参加するという建前をとるようにならうかと思ふのですが、どうなんですか。

○説明員(野木新一君) この点も確かにこの法案を立案するに當りましては一つの重要な論点になつたところでありまして。併しながら私どももいたしましては、会社が非常に危急存亡のときに迫つた場合でありますので、株主とか担保権者などは、一つの団体としてではなくて、やはり個々の裸になつてその会社の更生に立向うと、そういう

○委員長(伊藤修君) こういうような活かしつつ更生手続を進ませようという場合には、例へば迅速な活動ができなくなるのではないかと。そういう点を考慮して本案のような建前をとつたわけでありまして。

○説明員(野木新一君) 例へば担保権者につきましては担保権者集會というものが別に法律上あり、株主におきましては株主總會というものがあつたので、それによつたらどうかというような点は確かに一つの御議論とは存じますが。併しながら例へば株主について考えますと、株主總會を利用いたしますと、株主總會というものは会社の意思決定機関になりますので、そういう形

で、普通の和議法の和議と同じような行動になつて来るのであります。それが一つと、それに株主におきましても会社が非常に危急存亡に際したような場合におきましては、非常に無関心な株主も多い。そういう場合にはそういう無関心の株主はまあ暫らく別にして置いて、一番熱心な株主を集めて、そこで手続を進めて行つたほうが一層会社の更生というものが得られるのではないかと。尤も株主の場合におきましては、参加しない株主も権利は失われないわけでありまして、併しながら熱心な株主のみに積極的に参加して行つたほうが、会社更生の手続をうまく進捗させる、そして会社更生の目的を達成するのに一層適切でないか、そういうように考えたわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 併し実際の整理の場合の取扱ひとしては、使用人や何かは会社がそのまま存続し、營業を継続しつつ整理するのでありますから、使用人全体がこの整理に参加、参画して、常に清算事務を大きくして、整理のみに没頭するようなことがあつては、それ自身が運営の中止ということになつて来るのじゃないかと思ふのです。むしろ使用人は使用人の意思をまとめて代表を参画せしめて協議せしめるといふような方向をとるようにならうかと思ふ。

○説明員(位野木森雄君) 会社の使用人でございまして、この使用人の手続に参加するという態様は、会社の債権者として参加する場合と、それから会社に使はれて居る者としての立場で参加する場合と、二つを考へておるわけですね。そして会社の債権者としての立場、これは例へば遅配の給料或いは通

常の立替債権とか、そういうふうなものを持つておる場合であります。この場合には通常の債権者と同じに扱う建前になっております。併しながらこの会社の使用人としての立場のほうにつきましては、これは使用人の過半数で組織する労働組合がある場合にはこの労働組合の意見を聞くとか、若しそういう労働組合がなければ使用人の代表者の意見を聞くというふうなことをいたしまして、その使用人としての立場におきましては団体的に取扱つておるといふ建前になっております。通常の債権者としての立場の場合にも団体的に取扱つてはどうかというふうな点もござ

います。これは先ほど野本局長からもおつしやられた通り、やはり個々の債権者或いは株主なんかと同様にこれを集团的に取扱うということになりま

す。手続が円滑に運ばない、円滑に運ばないという虞れが相当あるのじやないか。やはり各権利者が、各会社の利害関係人がばらばらになつて、裸になつて集つて、そうして協力して会社を更生させるというためには、ばらばらに参加させるほうが適当じやな

うかというふうな考へて、債権者の立場においては個々に参加させるという立て方をとつております。

○委員長(伊藤修三) この点はあとで逐條審議のときに又お尋ねすることにいたします。ではほかに第一章についてお尋ねすることございますか。

○岡部常務 これは第一條において適用を受けるのは株式会社ということが明らかになつておりますが、これは表題をむしろ私は株式会社更生法とやつたほうがいいように思ふのですが、ただ会社とやつて、わざ／＼ここに説明

をしなければならぬ何か特別の理由がありますか。

○説明員(野本新一君) 実はこの会社更生手続を如何なる会社について及ぼすかという点につきましては、立案の当初から最後までいろいろ議論した点であります。実は株式会社以外の各会社、有限会社にも及ぼしてはどう

か、又場合によつてはこの会社更生というふうな、こういうような法律的考へ方は個人にも及ぼし得るんじやないかという字者の議論もあつたわけでありま

すが、私も立案を担当いたした者としていたしましては、我が国にとりましては新しい制度であります。その

で、やはり漸進的に行つたらどうかということを先ず考へまして、而も漸進的に行くというこゝにいたしまして、一番これを必要とし、又一番経済的に重要である先ず株式会社について考へて見ようということになりました。

株式会社を中心としてつと規定を考へて行つたわけでありま

す。次に株式会社以外の各会社、有限会社はどうかという点も考へましたが、これは先ずこの法律を制定して頂いて、その運用の状況を見て、擴げるべきものは擴げたらよからうと、そういう考へをしたわけでありま

す。ところでこの表題であります。そういふような大體考への下で出されたもので、將來これに附け加へ得るといふような含みを残して、一応広く会社更生法というふうなことにしたわけでありま

す。大體それ以外には特別の意味があるわけじやございせん。

○委員長(伊藤修三) 第一章の点については又あとで御質問することになります。第二章に移ります。

○説明員(野本新一君) 次に第二章について逐條御説明いたします。本章は更生手続開始の原因、申立権者及び申立の手続、申立後の手続、保全処分、調査委員、更生手続開始決定及びその効力、他の手続との関係、取戻権、株金拂込請求権等の査定手続、否認権等について定めたものであります。

先ず第三十條ですが、本條は更生手続開始の原因及び申立権者について定めました。『事業の継続に著しい支障を来たすこととなる弁済期にある債務を弁済することができないとき』というの

は、会社に流動資産が乏しくて、弁済期の到来した債務を弁済するには、会社の事業の継続に欠くことのできない營業用の固定財産を処分しなければならぬような場合を言ひ、『会社に破産の原因たる事実の生ずる虞がある』というの

は、会社整理の開始原因として商法に定められております『支拂不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリ』というのと同じ意味であります。窮境にある会社を成るべく早く更生させるために会社の整理の場合よりも開始原因を広く認めておるわけでありま

す。この法律を制定して頂いて、その運用の状況を見て、擴げるべきものは擴げたらよからうと、そういう考へをしたわけでありま

す。ところでこの表題であります。そういふような大體考への下で出されたもので、將來これに附け加へ得るといふような含みを残して、一応広く会社更生法というふうなことにしたわけでありま

す。大體それ以外には特別の意味があるわけじやございせん。

○委員長(伊藤修三) 第一章の点については又あとで御質問することになります。第二章に移ります。

解散後の会社の継続の場合の例に準じたものであります。次に第三十二條は、更生手続開始の申立の方式及び申立書の記載事項について定めました。更生手続開始の申立は、要件が複雑で、口頭でするには不適当でありますから書面ですべきものとし、申立書に必要の事実を記載すべきものとした

ました。次に第三十三條は、更生手続開始の申立をする場合における開始の原因たる事実等の疎明について定めました。破産法等の例になつたものであります。次に第三十四條は、手続費用の予納について定めました。第二項及び第三項は、予納金額決定の基準を定め、又予納に関する裁判に対して即時抗告ができることとして、申立人の権利の保護を國つたものでありま

す。なお費用の予納がないと申立は棄却されます。次に第三十五條は、会社の監督行政及び租税等の徴収権者に対する更生手続開始の通知及びこれらの者の更生手続に関する意見の陳述について定めてあります。更生手続の進行については、これらの機関と密接に連絡協力すべきものとしたものであります。次に第三十六條は、会社以外の者の申立があつた場合における会社の代表者の審判について定めました。この場合には会社の立場を聞くべきものとして、その権利の保護を國つたものであります。次に第三十七條は、更生手続開始の申立があつた場合における裁判所による他の手続の中止命令について定めてあります。更生手続は、会社の更生のために行われるものでありますから、手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるとき

は裁判所は破産手続、和議手続、整理手続、強制執行等のほか競売手続、会社の財産関係の訴訟手続等の中止を命じ、更に租税滞納処分等の中止をも命じ得ることとしたものであります。なお租税滞納処分等につきましては、公益上の理由からその中止期間を二月に限定する等必要な調整を國つてあります。次に第三十八條は、更生手続開始の條件について定めてあります。申立が適法であり、且つ更生手続開始の原因たる事実がある場合でも、ここに掲げるような一定の事由がある場合には、申立が誠実にされたものでないと認められま

すので、裁判所は申立を棄却しなければならぬこととしたものであります。次に第三十九條は、更生手続開始前における会社の業務及び財産に関する保全処分について定めてあります。和議手続、破産手続、整理手続等において保全処分が認められてゐるのと同趣旨に基くものであります。

次に第四十條は、調査委員の選任について定めました。調査委員の任務は、和議開始前における整理委員及び整理開始前における検査役の任務に類似してありますが、整理委員のような必須の機関ではありません。第二項は、調査の公正を期するため、調査委員となるべき者の資格について定めたものであります。次に第四十一條は、調査委員の調査の権限について定めました。整理における検査役及び和議における整理委員の権限の例に準じたものであります。なお本條の規定による報告若しくは検査を拒み又は虚偽の報告をした場合には罰則が定められてお

ります。次に第四十二條、第四十三條及び第四十四條、これらの規定は調査

委員の資格証明書、監督及び解任について定めたものでありますが、いずれも和議における整理委員等の例にならつたものであります。次に第四十五條は、更生手続開始決定書に決定の年月日時を記載すべきことを定めました。更生手続は、開始決定の時から効力を生ずるので、その日時を明らかにするためのものであります。和議手続等の例にならつたものであります。次に第四十六條は、更生手続開始と同時に決定すべき事項を規定しております。破産法及び和議法の例に準じて定められたものであります。債務が二千万円以下の会社について管財人の選任を必ずしも必要としないこととしたのは、小規模の更生事件につき費用の節約を図つたものであります。次に第四十七條は、更生手続開始決定後その決定の本文等を直ちに公告し、且つ公告事項等を記載した書面を知れたる関係人等に送達すべきことを定めてあります。破産法及び和議法の例に準じて定められたものであります。次に第四十八條は、前條に掲げる公告事項等を会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知すべきことを定めてあります。監督行政庁は監督者として、法務総裁は公益の代表者として、又証券取引委員会は証券の発行その他経済的な見地からの裁判所の協力者として手続に関与する機会を与えるためであります。次に第四十九條は、更生手続開始に関する書類を利害関係人に閲覧させるための規定でありまして、和議法第三十條の規定にならつたものであります。

次に第五十條は、更生手続開始の申立についての裁判に対して即時抗告ができること及び申立棄却の決定に対し即時抗告があつた場合に、裁判所が他の手続の中止を命じ得ることを明らかにしたものであります。次に第五十一條は、更生手続開始決定に対する抗告の結果、開始決定の取消決定が確立した場合における取消決定の本文の公告等の手続について定めたもので、破産法の例に準じたものであります。次に第五十二條は、更生手続中は、更生手続によらなければ会社の資本構成等を変更し、利益又は利息の配当をすることができないことを定めたものであります。更生手続が開始された以上当然のことでありまして、第二項で定款の変更を認められたのは、会社の公告方法を変更する等の必要があることがあるからであります。次に第五十三條は、更生手続開始後も会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を会社に任せるときは、債権者等を不当に害する虞れがあり、管財人にその権限を専属させることにいたしましたのであります。破産管財人の例に倣つたものであります。併し非常に小規模の会社で管財人が置かれなかつたときは、会社はその権限を失わないが、裁判所の監督に服することになります。

次に第五十四條及び第五十五條であります。これらの規定は、管財人又は会社財産の処分その他会社財産に重要な関係のある行為をするにつき裁判所の許可を得なければならぬこととしたものであります。破産手続の例に準じたものであります。次に第五十六條から第六十條まで、これらの規定は、更生手続開始後の会社の行為の効力、更生手続開始後の会社又は管財人の行為によらない会社財産に関する権利の取得、更生手続開始後にされた登記、登録等の効力、更生手続開始後に会社に対してした弁済の効力等について規定したものであります。いずれも破産法の例に準じたものであります。

次に第六十一條は、更生手続開始後の共有権の分割について定めてあります。破産法第六十七條と同趣旨の規定であります。管財人又は会社のみから分割の請求をすることができ、これを明らかにした点が多少異なつております。

次に第六十二條から第六十六條までであります。これらの規定は、更生手続開始後に会社財産に属しない財産を会社から取戻す権利、即ち取戻権について規定しております。いずれも破産法の例に倣つたものであります。

次に第六十七條は、更生手続開始決定の破産手続、和議手続、整理手続、強制手続、競売手続、租税滞納処分等及び更生手続を円滑に進めて行くことができるようにするために強い効力が認められてゐるわけであり、和議手続、整理手続等の競合的な手続は、更生手続開始決定によつてその効力を失いますが、破産手続、強制執行、競売手続等は、開始決定によつて中止し、更に更生計画認可決定によつて効力を失ふこととしたものであります。租税滞納処分等は、公益上の理由から余り長い制限することは適当でありませんので、決定の日から六月間中止し、必要があれば更に三月間だけその期間を伸長できることとし、その後は徴収権者が、その本来の権限に従つて処置することができるといたしました。なお裁判所は、場合により中止した手続又は処分の続行又は取消を命ずることができるといたしました。

次に第六十八條、本條は更生手続開始により会社の財産関係の訴訟手続が中断することを定めたものであります。更生手続開始により会社は、原則としてその財産の管理処分権を失うからであります。

次に第六十九條は、前條の規定によつて中断した訴訟手続のうち、更生債権又は更生担保権に關しないもの受継について定めたものであります。更生債権又は更生担保権に關する訴訟手続は、更生債権及び更生担保権の確定手続においてその権利に争ひがある場合に受継されるわけであり、

次に第七十條は、特許審判事件等会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものにつき、前二條の訴訟の中断受継に關する規定を適用することを定めたものであります。訴訟手続と同様に取扱ふべきものだからであります。

次に第七十一條は、更生裁判所が他の裁判所に係属中の会社財産関係の訴訟の移送を求むことができることを定めたものであります。会社の財産関係の訴訟を更生裁判所に集中して更生手続を能率的に進めて行くことができ、上級裁判所に係属する訴訟は、移送を求むるに適しないから除外することにいたしました。

次に第七十二條は、裁判所が更生手続開始後、開始前にすることのできる保全処分のほか発起人、取締役等に対する株金払込請求権又はその責任に基づく損害賠償請求権の査定等の処分をすることを定めたものであります。更生手続開始の場合には、このような処分を認める必要が多いと思われ、

第九十二條は、破産法第八十五條の規定に準じて除斥期間を定めたものであります。

第九十三條は、破産法の第八十六條の規定に準じて定めた規定であります。訴訟手続を中断せず中止することとしたのは、訴訟を受審させるよりも改めて否認の請求をさせるほうが簡便であると考へられるからであります。

以上で第二章の説明を終わります。引續いて第三章の説明をいたします。本章は、更生手続にける最も重要な機関である管財人についてその選任、会社の財産関係の訴訟についての当事者適格、職務執行の方法、注意義務等、基本的な事項について規定しております。なお管財人の職務権限等は他の章において規定されておるものが多いことに御注意を願ひたいと思ひます。

第九十四條は、管財人の資格要件その他管財人の選任について定めました。管財人は、会社の業務及び財産の管理をし、又更生計画案の作成及び遂行に當るものでありますから、そのような職務を行うに適した、而も原則として利害関係のない者のうちから選任いたします。会社の取締役、債権者等を管財人に選任する必要があるときもありますので、例外的場合を認めました。法人の中でも、信託会社や銀行には管財人として適当なものがあつたので、これらも管財人に選任できるとした。また、その選任があつた場合には、事務処理の責任を明らかにするため管財人の職務を行う者を指名して裁判所に届出でさせることとしたしめした。

第九十五條、第九十六條及び第九十七條、これらの規定は、管財人の会社の財産関係の訴訟についての当事者適格、数人の管財人がある場合の職務執行の態様、管財人の職務執行上の注意義務等について定めたものであります。が、いずれも破産管財人の例に倣つたものであります。

第九十八條は、管財人の常置的な代理人である管財人代理について定めました。管財人代理は、費用の前払及び報酬を受けることができます。本條は、管財人が法人である場合にも適用があります。

次に第九十九條及び第一百條、これらの規定は、管財人の任務終了の場合における計算報告及び緊急処分等の義務について定めたものであります。破産管財人及び和議における管財人の例に準じたものであります。

次第一百一條は、調査委員の調査の権限、資格証明書、監督及び解任に関する規定を管財人に準用したものであります。

以上で第三章の説明を終わります。○委員長(伊藤修君) ではこの程度で説明を終ることにいたしました。午後一時から継続することにいたしました。午後十一時四十分休憩

午後一時二十九分開会
○委員長(伊藤修君) では午前中に引續きまして小委員会を開きます。

第一章から順次お伺ひいたします。第二條として「更生手続は、その開始決定の時から効力を生ずる」とこととなつておりますが、破産の場合と本法の場合と、その性質が異なるものと思ひ

のですが、それはその決定の告知の時から効力が生ずるものとするのが、妥当じやないかと思ひますが、その点はどうか。

○説明員(位野木重雄君) 破産の場合には、やはりこの決定の時から直ちに効力を生ずるといたしました理由は、決定と同時に財産の管理権が破産管財人に移る、そして一刻も早く移すという必要がある。而して財産を保全する必要があるということから認められて

いるのではないかと考えますが、その必要はこの更生手続においても同様じやないかと考えます。更生手続の開始によつて、原則として財産の管理権は管財人に移ります。そして一刻も早くその管理を管財人に移し、財産の保全を図るという必要があるから、破産管財人及び和議における管財人の例に準じて、開始決定の時から効力を生ずる、その確定とか或いは公告を待たずに生ぜしめる必要があるということをお考えたのです。それから和議手続におきまして、これは財産の管理権は、債権者のほうで失われないわけでありますが、その場合におきまして、開始決定のときから効力を生ずるといふふうになつておりました。そういう点を考慮いたしました。その場合には開始決定の時から効力を生ずるといふことにいたしましたほうが妥当じやないか、こういうふうに考えます。

○委員長(伊藤修君) ただ会社更生法の本質から考へて、破産と和議の場合とは異なつた本質があるのじやないかと思ひますが、和議、破産にそういう規定があるから、更生法においてもそういう規定を置かなくちやならんというのはどうも納得できない。何と

なれば、破産、和議の場合において、財産整理ということが主眼であつて、これは財産を整理すると共に、会社を更生させるというところにあるのですから、そこいらへ、会社が生きて存在する上において、相当な取引も想像されるし、それらがあとで以て不測の損害を受けるというやうなこともあり得るじやないかと思ひますが、これは同様に扱うというのはどうでしょう。

○説明員(位野木重雄君) 生きておる会社について手続を始め、そして手続開始後も生きていた状態を保持して行くという手続でありますから、その点は破産と仰せのやうに違つておるわけでありますが、財産保全の点から言へば同じじやないかと考えます。そして更生手続の開始によつて取引が影響を受けるというところは、これは止むを得ないことであります。仮に公告の時までといたしました。その点は或る程度止むを得ない。ただその間に決定から公告までの間に、何か予防的に注意してやれるかということがあります。そういう点は、むしろそういう点を予防しようとして早くしようというわけでありまして、取引の相手方が或る程度不測の損害を受けるというところは、これは止むを得ないじやないかというふうに考えます。

○委員長(伊藤修君) なお、その点はあとで又一括してお伺ひすることにいたします。

第三條の外国法人が更生会社の場合、第三十條の認定というの著しく事実上困難ではないかと思ひますが、この認定をどういうふうに考へるのですか。

○説明員(位野木重雄君) この点は誠に御尤もな点があると思ひます。外国法人につきまして、会社更生手続を開始する原因があるかどうかということ、やはり本店の状態、それから各国に跨がつておるやうな支店があるとして、そういうやうな各支店の状態を調べまして、そして決定をするという必要がございます。外国会社の申立てというやうな点には、そういう点も考慮するということにおきまして、相当な不便がある。これは外国会社に対して手続を開始すること、を、外国会社を内国会社と同様にこの手続の適用を受けさせるということにいたしました以上は、止むを得ないことであります。困難ではあります。が、不可能ではないかというふうに考へるのではありません。これは運用に待つわけでありまして、ただ外国会社に対して手続を開始する場合は、実際上少いじやないかと考へるに考へております。それで開始された場合にも、財産は内国の分だけを對象にして手続を進めるといふふうになつておりますから、そういうところから実益がある場合は比較的少い。ですから申立ても割合に少いじやないかと考へております。まあこの点は困難ではあるか、こういうふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) 比較的事実が少し、止むを得ないというだけではちよつと不親切だと思ひますが、何かもつと納得行く説明はないでしょうか。

○説明員(野木重一君) この点につきましては、外国法人も内国法人も、大體更生手続について平等に取扱つた建前のほうが、法制の行き方としていい

のではないかというふうな思想が強く、立て方としては内外法人平等のようにな立て方にしたわけであり、それが、實際問題を考えますと、お説の通りに、外国にある本店の債権債務、各国内にある支店の債権債務全部を考えなければなりませんので、その認定は非常に困難になりまして、従つて、仮に申立があつたとしても、開始決定になるという段取りに行くのは非常にむしる或る特異な場合ではないかと存じております。

○委員長(伊藤修君) 第八條で民事訴訟法を準用しているのですが、更生手続の本質から考へて、非訟事件手続法を準用したほうがいいのではないでしようか。

○説明員(位野木益雄君) この点につきましては、仰せのように、この更生事件が非訟事件的の性質を持つておるといふことから、非訟事件手続法を準用したほうがいいのではないかと存じておるとは、十分考へられるわけでございます。併しながら、この手続と同様なものとしたしましては和議法、それから又更にこの手続がうまく行かなかつた場合の手続といたしましては、破産法というのがあります。そういうふうな手続と非常に密接な関係がございますので、これらの手続はいずれも民事訴訟法を準用いたしております。特例の場合には民事訴訟法を準用するといふことになつております。和議法におきましては、性質は非訟事件であるといふ説が有力のようでございますが、これにつきましても民事訴訟法を準用してゐる。その理由というものはやはり和議法、破産法との関連が非常に強いから、密接な関係がありますから、

法律運用上の便宜のために民事訴訟法を準用するのだというふうな説がされております。本件につきましても同様理由に基いて民事訴訟法を準用したほうが便宜ではないかというので、このようにいふにいたしましたのであります。

○委員長(伊藤修君) 私が申すまでもなく、破産法が民事訴訟法を準用したといふことは、その沿革から言へば結局破産手続といふものは包括的強制執行、こういうふうな思想から出ておることと思ふのです。又、当時の立法形態から言つても、非訟事件手続法が整備であつて、民事訴訟法が整備されておるといふので、民事訴訟法を準用するほうが便宜である。こういう便宜主義と、この二つの沿革から来て、破産法は民事訴訟法を準用しておるといふふうな承知しておるのです。だから

といつて、今日破産法を準用しなくちやならんという理由にはならんと思ふのです。むしろ今日、非訟事件手続法が整備されておる今日においては、率直に非訟事件手続法が民事訴訟法を準用しておるといふ、こういう結果において十分賄へると思ふのです。本質において考へても、会社更生法が包括的強制執行でないことは、これは当然のことである。むしろ私が考へますれば、商法の整理手続に準すべきものである。整理手続の一つの特異性を持つた手続方法である。こういうふうな考へられまして、して見ますれば、この点から考へても、やはり非訟事件手続法を準用すべきが順当ではないかと思はれるのですが、どうですか。

○説明員(野木新一君) 只今のお説は、非常に傾聴すべき点が多々あると存じますが、そしてこの会社更生手続も、仰せのように破産が大体民事訴訟法を準用するのとは多少異なつて、むしろ非訟事件的のものであるといふことはお説の通りであると存じます。ただ、会社の整理と違ひまして、むしろこの立つて方では、和議法の、和議の法理を大分借りて来ておつたりする關係上、而かも和議法はやはり民事訴訟法の規定を準用するといふことになつております。そして非訟事件に比しますと民事訴訟法の規定がやはり完備しておるのじやないかといふような点も考へまして、この点では和議法に倣つて案を立てておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 民事訴訟法を準用するといふことは、要するに争うといふことが土台になつて来るのだし、根本においては争うといふことよりは、更生させるといふことが主たる目的である以上、私はそういうことに因われずして、率直に非訟事件手続法を準用したほうがいいのではないかと思ふのですが、重ねて伺います。

○説明員(野木新一君) その点は或いはなお研究の余地もあるかと存じますが、立案當時は和議法に倣つたほうが、すでに運用にも慣れておるし實際に安全だろうといふような気持もあつて、和議法の前例に倣つたという程度のところでありまして。

○説明員(位野木益雄君) なお附加するほどでもございせんが、非訟事件的な性質を持つておりますので、この必要の限度におきましては、この法律において大体手当ができておる。あと補充する部分につきましては、これは非訟事件手続法より民事訴訟法のほうが完備しておるから、より好ましいこととじやないかといふふうな考へ方もその理由になつております。

○委員長(伊藤修君) 第二十五條ですが、破産和議、特別清算等の手続に入つた後の会社についてまで更生手続開始を認めておるのですが、一体そういうような破産、和議、特別清算等に入つておる会社に対して、更生手続をする実益があるでしょうか、どうか、どういふ場合を想像するのですか。

○説明員(位野木益雄君) 一旦破産になりましたような事業につきましても、破産宣告後において強制和議の手続が認められておりますような場合も考へますと、十分、もう一度事業を建て直して生き返らせるという可能性のある場合があり得るのじやないかといふふうに考へられるわけでありまして、債権者が或いは非常に考へ直して、譲歩して、うんと債権を減額してやるといふふうなことになるかもしれませんが、これは不可能なことじやないかと考へられる。会社の企業の維持という量から考へますれば、そういうふうな場合にもやはり更生手続を認めるのが適當じやなかろうかといふ考へで、こういうふうなことにいたしております。

○委員長(伊藤修君) 三十條の規定は、破産前の状態の会社について更生手続開始が認められるものと解せられますが、破産、和議に入つた場合も更生手続開始ができる他の規定から、この規定の表現がちよつと不正確なように思はれるのですが、どうですか。

○説明員(位野木益雄君) この点につきましては、この字句だけを讀みますと、破産の原因たる事実がすでに存在している場合には、手続ができるということとは必ずしも明瞭でないといふことは仰せの通りでございますが、現在の

の商法の整理の規定の字句におきましても「支払不能又は債務超過ニ陥ルノ虞アリ」といふふうな原因を掲げられておりますが、支払不能又は債務超過に陥る虞れがあるのみならず、更に進んで支払不能又は債務超過の状態にあるといふふうな場合におきましても、勿論整理の開始が許されるというふうな解釈がなされておるようでありまして、そういうふうな場合にも当然なされるのであるといふことを特に明示するまでもなく、そういう場合もできるという会社はできるのじやなかろうかといふ考へ方で、こういうふうなことに考へてあります。場合によりましてこれは和議法ではちやんと「原因タル事実アル場合」といふふうなことも書いてあります。更に原因たる事実の生ずる虞れがあるといふ場合を、両方列挙しておると思ひますが、まあそういう表現が足りないわけでありまして、ただこの手続は、やはり破産の原因があるような場合も、この手続で行けるのだといふことは余り正面に出さないで、むしろ原因たる事実が生ずる虞れがある、この段階においてできるのだといふふうなことを、そういう建前であるといふふうなことを示す意味で、そういうことは含まれてもいいのじやないかといふ考へ方であるのであります。

○委員長(伊藤修君) この三十條の段には「事業の継続に著しい支障をきたすこと」がなく「弁済期にある債務を弁済する」ことができないうとき、これはどういふ場合を指すのですか。お伺ひしたいのは「継続に著しい支障をきたすこと」となく「とはどういふことですか。

○説明員(位野木益雄君) まあ例へば

しているのを融資しないという場合は、相当の保証人を何か立ててやればできるが、その保証人に立つ人もない

は惜しいので、そういうような意味で

2005-06-01

いう認定でございますが、これは或る

に迫つておるといふ場合において、自

分の考へる最善の方策を執行する期間を求めるとは、まさにそれはこの規定によつて申立がでなくてはならぬのではないでしようか。そういうふうな幅を広く前段を活用しようとするならば……。

○説明員(位野木益雄君) 勿論そういうふうな、債権の回収がうまくやればできるかも知れませんが、うまくやれるかどうかはわかりません。少くとも自分の間何かの手段がなされなければ回収が不可能であるというふうな場合には、これはそのために債務弁済ができないのでありますから、そういうふうな場合には、これは勿論入るというふうな考へておられます。

○委員長(伊藤修君) だから或いは銀行が例へば現在のような経済状態だといふと、この八月一日は金融を引締めて、九月以降は金融緩和の政府の方針があるという場合においては、どうしても十月か十一月に金融を求めなくちやならん、日銀の枠もその頃まで来ないのだ。この金はどうしても待たなくちやならん。そういう見通しのある場合もやはりこれはできるのである。

○説明員(位野木益雄君) これは理論的にはできるといふふうに考へます。ただ手続、事実上そういうその場になれば、少し、二、三ヶ月もすればこの金融がつくという見込みの有無如何によらないと思ひます。そういう見込みが不確定でない限りはできるといふふうに考へておられます。

○委員長(伊藤修君) そういうふうにできるといふふうに広く解釈してもいいのです。

○説明員(位野木益雄君) そうです。

○委員長(伊藤修君) そうすると、その場合に利害関係から見ると、いわゆる会社は強制執行若しくは取立てを延期するために……期限を延期するために、阻止するためにこれを申立てる。いわゆる申立を適用するのだというふうな虞れはないですか。そういう認定を受けるようなことはありませんか。若しくはそういう解釈をされるようなことはありませんか。

○説明員(位野木益雄君) この手続開始の原因の有無のほかに、今度三十八條に、そういう原因があつても一定の事由がある場合には申立を棄却しなければならぬといふことが掲げられております。で今申されたような場合に、若し本当のこの更生を図るという趣旨で申立をしたのではなくて、單に債務の延期を求めたためにやつたのであるといふことでありますれば、これは列挙の中の最後の、申立が誠実にされたものでないといふふうな認定を受けまして、棄却されるという事になりまして、併しそういうふうな事由でない、まじめに更生を図るということでございますれば、これはできる。

○委員長(伊藤修君) そうすると、この前段の終りのほうにある債務の弁済をすることができない。この弁済することのできない債務が弁済期にあるといふだけでよろしいのですか。それとも弁済期が到来して、それをどうして弁済しなくてはならぬという客観的事実が存在しなくちやならんのですか、どうですか。ただ弁済期が来たという事実だけでいいのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは單に弁済期にある債務がたかさんあるといふだけではなくて、その弁済期の来ている債務の全部について猶予を得ている場合には入りません。それを現実に弁済しなければならぬ状態にあつて、而もそれを弁済できない、こういうふうな場合であります。

○委員長(伊藤修君) 弁済期が到来したという静的状態ではなくて、それが弁済期が到来して弁済しなくてはならぬ。而も弁済できないという動的状態を指すのですか。弁済期が来て必ずしも取られるとは限らない、信用さえあれば黙つて待つておりますから。

○説明員(位野木益雄君) それを弁済することができないといふところ、そういうふうなやれるのだというふうな解釈します。

○委員長(伊藤修君) そうすると、その間に証明なり、立証しなければならぬですね。申立をする場合に……。

○説明員(位野木益雄君) そうです。

○委員長(伊藤修君) その弁済期が来ておつて、それが取立が厳しいとか、いわゆる動的状態をこつちは明らかにしなくちやならん、ただ弁済期が到来しただけではいけないのですか。

○説明員(位野木益雄君) そうです。

○委員長(伊藤修君) この三十條の二項に「百万円」と基準を設けてありますが、これはどういふ理由から来るのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは先ほど申しましたように確たるこの百万円でなければいけないという数字的な根拠があつたわけではございません。ただ一率に資本の十分の一以上に当る金額以上の債権を有する債権者でなければ申立ができないといふふうにいたしますと、資本の額の巨大なものにつきましては、相当の債権者でなければ申立

はできないといふふうなことになると思いますので、これを一定の限度で、この金額以上の債権者であれば申立ができるというふうないたしました。債権者の申立を得る機会を多くするといふことを考えたわけでありまして、その標準をいたしましたのは、大体一千万円程度の資本の額の会社までは十分の一で行くが、それ以上の資本の会社といふふうになりますと十分の一といふことは百万円以上という相当な金額になりますので、この程度で限定するのが適当じやないかという考へ方でやつたわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) そうすると今日の会社の形態として一千万円の資本金の会社が一つの標準型になつておるわけですね。それを基礎にしたわけですか。そういう意味ですか。

○説明員(位野木益雄君) お答えします。一千万円の会社が基準になつておるかというお話であります。ほかの点では、その次に管財人の選任とか、そういう点で見まして二千万円の債務というものを標準にいたしました。一、二の会社の大きい小さい、或いはその更生事件の大きい小さいといふことをきかめる標準にいたしておるのであります。債務と資本の額とはいささか趣きを異にいたしますが、大体類似のもの、こういう考へ方からいたしますと、債権と債務は近いといふふうになります。会社の大小は二千万円の資本額できめておるといふふうにも見えるわけでありまして、必ずしも一千万円の会社の資本を会社の大小の標準としたわけではございませんで、さつき申しましたようにこの程度でよくはないかという考へ方でしたわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) それは私のお伺ひしたのは、その次の四十六條に「二千万円以下」という一つの数字的標準が出て来るから、そういうものとの比較検討をいたしました。ここに百万円という数字を現わしたことに對して、よくとバランスもとれないと思ひ、何か一貫した筋もないように思ひます。が、ただ思ひつきでこの程度といふのか、それとも何か基礎があるかといふことです。

○説明員(位野木益雄君) 二千万円のはうは、御承知のように臨時資金調整法、これは戦前のものであります。それが会社の大小をきめるのに、二千万円の資本で決定しておつたという時代があつたのであります。資本と債務とはさつきも申しましたように幾分違ひますが、その百倍といふ見当から二千万円のはうは来ておるわけでありまして、ただこつちの百万円といふのはそれとは別な考へ方でこの程度といふことにいたしました。

○委員長(伊藤修君) 百倍といふと、昔の一千万円の債権者は申立てできる、こういうことになるわけですか。

○説明員(位野木益雄君) まあそういうことにはなりません。

○委員長(伊藤修君) 別に深い根拠はないのですか。

○説明員(位野木益雄君) この百万円につきましては、別に深い根拠はありません。ただこの表を作りました。この金額になつた、十分の一或いは五分の一にすれば、どの程度になるかといふような表を作りました。検討はいたしました。そして大体百万円が一審適当じやないかといふことで決定いたしましたのであります。

○委員長(伊藤修善) この点に対して全国におけるところの会社整理事件について、若しくは会社の訴訟事件について統計が何かお調べになつたことがありますか。

○説明員(位野木益雄) 申立ての金額といふものにつきまして調査をいたしたことはございません。

○委員長(伊藤修善) 何かそういう実態に基いて、いわゆる経済上この程度のものであると初めて必要があるんだというふうな経済的根拠はないのですか。

○説明員(野木新二) 突は立案に当りましてやはり実証的な根拠が何か欲しいものだと思ひまして、当時新らしい資料を調査するということではなくて、手近な何かこれの標準になるものはないかと調べて見ましたが、会社にどのくらいの借金があるかどうかというところは、なか／＼適当な資料がございませんで、初めは資本の十分の一ということと考へておりましたが、だんだん議論しておるうちに一億の会社では資本の十分の一とすれば、一千万円になる、一千万円の債権がなければ申立てができないのでは少し債権者に酷ではないか、従つてこの申立ての標準は資本のほうを標準とすると同時に、今度は債権の額をも考へる、両建てに考へたらどうか、そういうことになりまして、そうして見ますと余り実証的根拠はございせんが、関係者で議論しておるうちに、百万円ぐらいが手頃であらうということとで百万円とした。一応そんな程度でございまして、具体的に調査してそれと結び付けて出した結論というわけではこの百万円はございませんで。

○委員長(伊藤修善) これは会社の考課状況を証券取引委員会からお取寄せになつて、そうして証券取引委員会のほうからその負債の部として上つておる借入金その他の負債の数といふものは報告になつてゐるはずですがね。

○説明員(野木新二) それではこの点につきましてはなお証券取引委員会等について調べて資料を御参考にお供することになります。

○委員長(伊藤修善) それから四十六條は序ですが、二千万円以下と以上によつて管財人を選任する、選任しないと区別したのは、どうも納得できないんですがね。どつちも置いておいたほうがいいんじゃないですか。ただ手続において簡略するといふ考へ方のほうがいいんじゃないでしょうか。

○説明員(位野木益雄) お答えいたします。管財人を一律に置くというところは望ましいといふことは言えると思ふのでございまして、比較的小規模の会社の更生事件といふものにつきまして、管財人の費用といふものは相当嵩むんじゃないでしょうか。管財人といふものは会社の財産の管理もやらなければならん、それから営業もやらなければならん、計画もやらなければならん、そのほか調査もしなければならん、相当たくさん重要な職務を持つておるわけでありまして、そのためには片手間でするということとは困難である。やはり専任にやらなければならぬと考へてはどうか。専任になるといたしますれば、これは相當の報酬を出さなければいけない。そういたしますと、その報酬の額といふものは相當の額に總計では上らざるを得ないのではなかつたかと考へるのであります。小さな

会社につきまして、その管財人の費用のために会社の債務がますます嵩んで手続がうまく行かないといふ場合が想像されるのではないかと。管財人がなければ常に会社の更生手続といふものは公正に運ぶことができないかといふことを考へて見ますと、必ずしもそうとは限らないので、或る場合には管財人がなくても会社のやり方は非常に公正で信頼できるということであればやつて行けるんじゃないでしょうか。そういう場合にまでも常に管財人を置く必要があるといふことに拘泥して、その会社の更生を困難にするといふふうな虞れが若しあるといたしますれば、これは感心しないのだ、ですからそういうふうな場合にはむしろ管財人を置かなくても手続が進め得るのだといふふうにしたほうがこの会社の更生手続を利用する機会が幾分でも増えるのではなかつたかといふ考へ方から、比較的小規模なものにつきましては、管財人を選任しなくてもいいといふふうにいたしましたのでございまして。

○委員長(伊藤修善) この点は、なおあとに又お尋ねすることにいたしまして、次に五十五條に「無効とする」とあるのですが、但書の対抗できんという規定に照してちよつと矛盾があるように考へられるのですが、どうですか。これは民法の總則のいわゆる意思表示の場合におけるところの規定の仕方と異なるのか、或いはそれと同様に考へてゐるのか。同様に考へてゐるとすればむしろ同じよう表現を用いることがいいのではないのでしょうか。

○説明員(位野木益雄) お答えいたします。この民法の九十四條の表現と變つていないといふふうに考へておる

のでございまして「無効とする」と、そして善意の第三者に対抗することができないといふふうな方になつておりますけれども、同様な趣旨であるといふふうに考へております。この九十四條二項の「前項ノ意思表示ノ無効ハ」とございまして、これは常に意思表示の場合に限つておりますから、こゝういふふうになつておりますが、こゝうのほうは、こゝういふふうな書き方はやや違つておりますが、趣旨においては變りはないと思ひます。

○委員長(伊藤修善) 第五十六條と五十七條に……、例えば五十六條の場合を見ますと「会社が更生手続開始後会社財産に關しては法律行為は、管財人がない場合を除き、更生手続の關係において、その効力を主張することのできない」と、この「更生手続の關係において」といふことは、恐らくその会社が更生手続開始決定になりますればすべてが更生手続の關係であるように考へられるのですが「關係において」といふと、關係におかない場合があるのですか、どういふ場合を想像するのであるか。又それは事実上においてその認定処理が非常に困難ではないでしようか、こゝう規定の仕方は……。

○説明員(位野木益雄) 「更生手続の關係において」といふ言葉は、まあ余り明瞭でないといふふうな意見を、まあ余り明瞭でないと思ひます。が、破産の場合におきましては、破産債権者に対抗できないといふふうな字句になつております。ただこの場合に關係人が債権者に限らず多うございまして、こゝういふふうな「更生手続の關係においてはその効力を主張することができない」といふ言葉を、ほかに

適當な言葉が見当らなかつたものでございましてから使つたのでございまして、趣旨においては同様で考へております。そうして更生手続の關係以外においては有効だといふ、その更生手続に關係しない部分といふのはどういふ場合かと申しますと、更生手続が成功せず非常に好況になりました更生手続の必要がなくなつて更生手続を廃止することになつたといふふうな場合に、会社が管財人があるにかかわらず第三者と或る取引をしたといふ場合に、会社としては十分そういうことを意識しつつ取引をしたのかかわらず、手続が廃止になつた後におきましても依然としてそういう取引は知らぬ顔をして無視していいかといふことを考へますと、これは不都合なやないかと、管財人のない場合に会社の行為の効力を制限したの、ほかの關係人の關係以外を考慮してそういうふうな制限を置いたのであつて、そういうふうなほかの利害關係人に關係のない關係におきましては十分会社の責任を認めてもよいのではないかと。余りにそういう場合にもやはり一面的に無効であるとする、会社の得手勝手を許して第三者の權利を侵害することになるのではないかと、ですから、そういうふうな場合には、廃止後におきましては、相手方はお前

はあのときにこゝういふ行為をしたではないかといふことを主張してその行為の責任を問うといふことができないといふふうにしてあります。そういう場合が關係以外の場合になります。

○委員長(伊藤修善) 今の御説明は、管財人のない場合が主になされてゐるのですが、管財人がある場合において

はどうですか。ある場合において「更生手続の關係においては」というのは、すべてが關係においてということになるのではないのでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 今申しましたのは、管財人がある場合です。管財人があるにもかかわらず会社が勝手な行為をした場合「更生手続の關係において」というのは、更生手続が終了後にはかの利害關係人にもはや關係しない場合には、会社に対して責任を負い得る本来の行為があつたのであるが、その行為の責任を負得るといふ場合は認める必要があるのではないかと、更生手続の關係においては主張できないがそれ以外の關係においてはすべて主張できるのであります。

○委員長(伊藤修君) 本條の第一項の場合、更生手続中においてはさういふ問題が起るが、更生手続が何らかの理由で終了した後にいふことはできると、さういふことを言おうとするので

○説明員(位野木益雄君) そうです。

○委員長(伊藤修君) 更生手続中においてはすべて關係中においてということになるのです。

○説明員(位野木益雄君) そうでござ

○委員長(伊藤修君) 六十三條には買

○説明員(位野木益雄君) この六十三

えられますので、取戻権がこの場合に

も適用があるようでありますが、さういふふうにしたとすると不測の第三者の権利を侵害いたしますので、たとえ内部的には所有権が移転してはなくても、取り戻しができないということも規定したのでこの趣旨であります。買戻付の場合には勿論内部的に移転した場合のことも考えられますので、さういふ場合には勿論取り戻しができない。六十三條の中にはさういふ言わなくとも併し当然さういふ場合はできないといふふうになっています。

○委員長(伊藤修君) そうすると解除

○説明員(位野木益雄君) 解除條件附

○委員長(伊藤修君) 解除條件附

○説明員(位野木益雄君) 解除條件附

○委員長(伊藤修君) 解除條件附

○説明員(位野木益雄君) 解除條件附

○委員長(伊藤修君) 解除條件附

○説明員(位野木益雄君) 解除條件附

した会社のはうから取上げることができ。委託者のほうから取上げることができるわけですか。

○委員長(伊藤修君) 契約を解除して

○説明員(位野木益雄君) そうです。

○委員長(伊藤修君) そういふ場合に

○説明員(位野木益雄君) 信託法の規

○委員長(伊藤修君) 信託法何條です

○説明員(位野木益雄君) 四十七條に

○委員長(伊藤修君) 解除の理由にな

○説明員(位野木益雄君) 解除の理由にな

効力といふんですか、におきまして更生手続よりもやはり幾分弱いと考えられるわけですか。更生手続のほうからこれらの手続よりもより強力な制度じやなかろうか。いろいろ手続が認められておりました、これよりも相当更生のためには、これらの手続よりも便利に、強力にできているのではないのでしょうか。さういふ点と和議手続を中止して置きまして、今度更生手続が不成功に終つた場合に再びこのやうな手続を繰返してやつて見ても恐らくは無駄じやなかろうか。若し、さういふ必要が絶対にないとは言えないが、さういふ場合は又もう一度開始することを考えてもいいといふのであるがさういふ場合も殆んど少いのではないかと。むしろ恐らく更生手続で失敗すればこれらの手続はもとより取上げるに値しないのじやないか。ですからすでに開始した以上は、これらの手続はもとより効力を失ふことにして、さうしてこの更生手続一本を進めるといふふうにしたほうがよくはないかといふことを考えておるのではありません。

○委員長(伊藤修君) それは併し立法

○説明員(位野木益雄君) それは併し立法

○委員長(伊藤修君) それは併し立法

○説明員(位野木益雄君) それは併し立法

○委員長(伊藤修君) それは併し立法

○説明員(位野木益雄君) それは併し立法

○委員長(伊藤修君) それは併し立法

○説明員(位野木益雄君) それは併し立法

手続進行上差障りがあるというならこれは別問題ですが、さういふ理由がなければ、ただ強力だから、それでやつたのだからそれより弱い手続では到底見込みがなからうといふことは、あなたの方の、立法者の独断じやないですか。効力を失わせたほうがよいといふ、何か特別の理由があるというならば、ともかくとして……

○説明員(野木新二君) この点は確

○説明員(野木新二君) この点は確

○説明員(野木新二君) この点は確

○説明員(野木新二君) この点は確

○説明員(野木新二君) この点は確

○説明員(野木新二君) この点は確

○説明員(野木新二君) この点は確

○説明員(野木新二君) この点は確

と考へて、株主は入れなかつたのであ
ります。

○委員長(伊藤修君) これは新商法の
改正の全趣旨から申しまして、小數株
主権の行使といふことに對して重要視
してゐるのであります。そういう点か
ら考へても、会社に対して利害関
係を持つところの株主といふようなも
のに、この申立権を与へたほうがより
以上効果的ではないかと思はれるので
すが、ただ管財人その他の独裁に帰す
るといふことはどうかと思ひますね。

○説明員(位野木益雄君) 仰せのよう
に、株主の保護といふ点のみから申し
ますと、株主にも一々そういう権利を
認めて置くといふことは好ましいこと
だと思ひますが、この手続は非常にや
はりたくさんの利害關係人が集りまし
て、いろいろな犠牲を忍んで強力な効
果を以てほかの手続を抑えて手続を
するといふことを考へておるのでござ
います。やはり手続を成るべく能率
的に、円滑に運ぶといふ要請も相當大
であらう。そして実質的には終局的
に權利を保護するといふような考へ方
で行つたほうが適當ではないかといふ
ことで、入れなかつたのであります。

○委員長(伊藤修君) この審査人若し
くは調査委員ですか、これはどういふ
ものか、又どこで選任するものか、ど
ういふ資格のものを予想されておるの
ですか。

○説明員(位野木益雄君) 先ず審査人
でござりますが、これは百九十一條に
審査人についての規定がござります。
利害關係のない者を審査人に選任し
て、管財人がするような調査報告、そ
れから更生計画案の作成発起人、清算
人などに対する責任追及の訴の遂行、

或いは会社の業務及び財産に關する監
督その他裁判所の命する事項を行う。

但し管財人と違ふ点は、会社の業務及
び財産の管理はしないといふことで、
管財人がない場合に会社だけに更生事
務をさせて、計画案を作成させる、或
いは業務を管理させるといふことでは
監督が不十分で不安であるといふよ
うな場合には、この審査人を選任して
そういう点の補充といひますか、そう
いふ点の必要を充足するといふよう
なことを考へて審査人の制度を置いた
のであります。これはやはり計画案の作
成といふふうな場合には、実業家とい
ひますか、法律家よりもむしろ経済的
な面に通じておる人がよいのでありま
す。又責任追及の訴といふような場合
には、これは弁護士といふようなふう
に、個々の場合に適當な人を選任す
る。それから調査委員のほうは四十條
に規定がございまして、これは更生手
続の開始決定前に、更生手続を開始す
る原因、そのほか開始決定をすれば管
財人を選任する必要があるかどうかと
いふような、更生手続開始に必要な事
項を調査させるために裁判所が選任す
るものである。これは、資格要件とい
はしましては、必要な学識経験のある
もので、利害關係のないものといふよ
うなことになつておりますが、場合に
よつては法律家でもよろしいし、或い
は公認會計士とかいふような経理状態
に詳しいもの、或いは実業家の人にい
たしましては、或いは更生事業の方面に
通じた人があれば勿論それでも差支え
ないといふことで、いずれも裁判所の
職務を補助するといふふうな人であり
ます。

○委員長(伊藤修君) 法務若しくは司
法に關係があるのですが、これを選任
するのには何か手続とか、範圍とか、資
格といふものは施行規則何かで賄う
のですか。それとも内規でおやりにな
るのですか。裁判所の権限に委すので
すか。

○説明員(位野木益雄君) この選任さ
れるものの資格等につきましては、裁
判所の運用に待つといふことを考へて
おります。特にそれ以上の細則をきめ
てもらふ、裁判所の規則にきめてもら
うといふふうなことは現在のところ考
えておりません。

○委員長(伊藤修君) 併し最高裁判所
では又作るでしよう。法務府のほうで
考へないといふと最高裁判所で必ず作
るでしよう。法務府のほうで考へ方が
あればむしろ施行規則何かで織込ん
だほうがいいのじやないですか。

○説明員(位野木益雄君) 適當な標準
がございますれば規則で定めてもらつ
ても勿論差支えないと思つております
が、法律としてはこの程度の規定でま
あ差支えないのじやなからうといふ
うに考へております。

○委員長(伊藤修君) 七十五條、七十
六條は査定及び異議の訴えの場合の判
決ですが、既判力についてお伺ひした
いのですか。

○説明員(位野木益雄君) 七十五條の
査定の裁判の既判力でござりますが、
これは査定の申立をしたもの、それか
ら査定を受けた相手方の取締役とか、
監査役等に既判力の及びますことは勿
論でございしますが、更に管財人等の申
立人は職務上の地位に基きまして、会
社のためにこれらの行為を遂行するも
のでございしますから、民訴法二百一
條の二項でございしたかによりまし

て、会社にも當然既判力が及ぶといふ
うに考へております。それから七十
六條についても同様と考へます。

○委員長(伊藤修君) そうすると異議
の申立は誰が相手方ですか。異議の訴
えですね。

○説明員(位野木益雄君) 異議の訴は
査定の裁判に不服なものでございまし
て、査定を受けた取締役或いは申立を
した管財人といふものが出ると考へま
す。

○委員長(伊藤修君) 裁判所が職權で
査定手続をすることがあります。よう
うな場合には誰を相手にして異議
の訴をするのですか。

○説明員(位野木益雄君) そういう場
合には勿論この査定を受けましたほう
が不服の申立をするようになりますが
、査定を受けました取締役等が……

○委員長(伊藤修君) 申立権者はわか
つておりますが、相手方は誰ですか。

○説明員(位野木益雄君) 相手方は管
財人がある場合は管財人、管財人がな
い場合には審査人若しくは会社といふ
ことになります。

○委員長(伊藤修君) 管財人審査人若
しくは会社を相手方として異議の申立
をするのですか、職權の場合……

○説明員(位野木益雄君) そうです。
○委員長(伊藤修君) 株金拂込請求権
といふものは、全株主がまだ拂込をし
ていないという場合も想像されます
が、そういう場合はどうなるのです
か。

○説明員(位野木益雄君) これは発起
人、取締役、監査役等に対する株金拂
込請求権のみを考へておりました、こ
ういふものに対するまあ責任追及の方
法を簡易化した。それ以外の株主に對
する請求権の査定までは考へておりま
せん。

○委員長(伊藤修君) 要するに拂込ん
だ形にとつて、仮装の場合があります
ね。そういう場合には審査人若しくは
管財人が請求しなければなりません
ね。

○説明員(位野木益雄君) そうでござ
います。それは普通の訴えで……

○委員長(伊藤修君) 普通の訴えでや
ることについては、この場合には入ら
ないのですか。

○説明員(位野木益雄君) そうです。
○委員長(伊藤修君) 七十八條以下の
規定は破産法の否認權と同様である
といふ御説明があつたのですが、本法案
の趣旨から考へて破産法の場合と同一
にするのは少し考へる余地があるの
ではないでしようか。

○説明員(位野木益雄君) 仰せのよう
に破産手続はその破産者の財産の最後
策でございします。最後の總決算でござ
いまして、又更生手続のほうは最後の
の總決算ではございしませんといふ点に
つきましては違ひしますので、否認權は
後者の場合におきましては少し狭く認
めてもいいではないかといふことも考
えられないことではないと思ひますが、
ただこの更生手続もやはり或る段階に
おきまして会社の財産を清算すると申
しますか、全部の財産を糾合いたしま
して、そしてその糾合したものを以
て公平に利害關係人のほうへ割当て
る。或いは会社に残すといふふうにい
たしまして更生を図る。全財産を動員
して更生を図るといふふうな手続でござ
いまして、その意味におきましては
一種の決算をやるといふふうなことも
申せるのであります。でありますから

なるべくその関係者の間に公平を期する必要がある、ちよつと時期が早かつたから非常に得たという事であれば、その手続としては非常に全体として見まして不公正だと言わざるを得ないような場合があるのではありません。やはりなるべく公平を期する意味におきましては、なるべく広く否認権の行使を認めまして公平な権利の分配をやる必要があるのではないか、その点におきましては破産法とまあ変らないのじやないかという考え方をいたしております。

○委員長(伊藤修君) 八十六條の後段の訴えが却下されたときでも、期間内であれば再訴ができるというふうに考えられるのですが、いわゆる形式不備で却下されるわけでしょうが、却下された場合もできないという場合おかしいのです。

○説明員(位野木益雄君) これは期間内であればもう一度何といひますか、異議の訴えはできるというふうに考えております。ただ時期といたしましては通常の場合は訴え提起後に却下されるというふうな場合が予想されますのでその場合を想定した規定……、期間経過後却下するという事態がございまして、そういうふうな体裁になつておりますが、期間内であればできるといふふうになつております。

○委員長(伊藤修君) そうするとこの後段の訴えが却下された場合でも期間内であればできるのですかね。

○説明員(位野木益雄君) さようでございします。

○委員長(伊藤修君) 九十一條の更生手続の開始の申立ての日からとあるのは、破産法に照してやはり更生手続開始

始の決定の公示の日からにしたほうがいいのじやないのでしょうかね。

○説明員(位野木益雄君) この趣旨は支拂停止のあつたことを知りながら弁済を受けた、或いは支拂行為の相手方になつた場合には非常に事情が悪いのではありませんか、開始決定前一年以内であれば免れるとか、開始決定前一年以内であれば免れるという場合も免れるという事になつて非常な不当な場合も起るはしないか、ですからそういう事情の悪い場合には、或るべく取消が認め得るようになつた日から一年前までも擴張したという考え方がないとしたのであります。すでに申立のあつた日から問題が起つた、その問題の起つたときから一年前と、その後裁判所がこの問題が起つたについて審議する日時が不定であります。その審議した結果のときからということでは決過ぎるのじやないかということからこういふふうにいたしましたのであります。

○委員長(伊藤修君) 九十二條で除斥期間にした理由がちよつとわからんのですがね、破産法の八十五條によれば時効にしておるのですが、これはどういふ考えから来ているのですか。

○説明員(位野木益雄君) 破産法は仰せのように時効という事になつております。この時効も行為のときから二十年という事になつております。行為があつても破産の宣告があるまでは否認権は行使できないわけでありまして、にもかかわらず施行期間が先行しておるといふふうなこともありまして、これは時効じやないのじやないか、性質は除斥期間じやないかという学説がございします。まあ学問上から言へば相当疑問があるだろう。で除斥期間と

いたしましたも、この場合は権利行使の方法が裁判所に訴えをする。或いは否認の請求をするというふうな、裁判所に対する申出といひますか、そういうもののみが否認権行使の方法として認められておるのでございしますから、除斥期間と認めてもちつとも差支えない、むしろそのほうが理論上つきりするのじやなからうかというところから除斥期間としたのであります。

○委員長(伊藤修君) 何か御質問があるようですが、政府委員が何か御都合のことになつてから第三章は明日やることにいたしましたして本日はこの程度にして明日は午前十時から御迷惑ですが御出席願いたいと存じます。

では本日はこれを以て散会いたします。

午後三時七分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 山田 佐一君
齋 武雄君
岡部 常君

事務局側
常任委員会専門員 長谷川 宏君
常任委員会専門員 西村 高兄君
説明員

法務府法制意見 野木 新一君
見第四局長
法務府法制意見 位野木益雄君
第四局参事官